

平成30年度『さ吉くん』で元気体操普及リーダー』養成講座(後期分) 受講者募集!!

地域で活躍する体操普及リーダー育成のため平成30年度『さ吉くん』で元気体操普及リーダー養成講座(後期分)の受講者を募集します。

※前期受講者未修了者で補講を希望される方も申し込みが必要です。

【日程】 全4日間の午前9時~12時
10月20日(土)、10月27日(土)
11月10日(土)、11月17日(土)

【場所】 熊毛地区公民館
(国見町小熊毛)

【受付期間】 9月18日(火)~10月5日(金)

※定員**50名**

(地域単位での申込を優先)

【申込時必要情報】 氏名・住所・生年月日

【申込先】 国東市社会福祉協議会 福祉支援課



平成30年度前期養成講座受講者の皆さん

市では、地域を元気にする体操普及リーダーの養成を年2期開催しています。

そして、養成講座を修了されたリーダーを中心に、現在市内24地区で『週一元気アップ教室』が開催されています。

国見町 国見浦手区、上櫛来区、下櫛来区

国東町 岩戸寺区、中村区、塩屋区、堅来区、柳区、富来区、成仏区、見地区、横手区、吉木区、小原区、綱井区

武蔵町 池ノ内区、古市区

安岐町 東小川区、瀬戸田下区、下原七区、塩屋第二区、大添区、山口区、下山口区

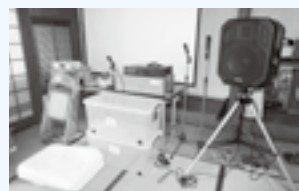
週一元気アップ教室を開催するためには体操普及リーダーが必要となります。しかし、リーダーの力だけで続けていくのは難しく、地域の皆様のご理解ご協力が大切です。

生涯を元気で健康に過ごすために…ぜひ、地域の皆さんで受講をご検討ください。

【問合せ先】 国東市社会福祉協議会 ☎0978-74-0333 高齢者支援課 ☎0978-72-5189

武蔵町吉弘楽保存会 宝くじ助成金で備品を購入

地域社会の健全な発展を目的とした宝くじ社会貢献広報事業のコミュニティ助成事業((財)自治総合センター)で、今年7月に武蔵町吉弘楽保存会が伝統行事「吉弘楽」の備品を整備しました。吉弘楽保存会の清原和俊会長は、「念願の備品整備ができ、吉弘楽の継承にもさらに力が入ります。今後とも伝統文化を絶やさないように、地域で一丸となり盛り上げていきます」と話していました。



整備した主な備品

音響機器一式 (CDプレーヤー・スピーカー・マイク等)・デジタルビデオカメラ・プロジェクター・会議テーブル10台・折りたたみ椅子100脚・収納ケース20個・テント2張・遮光ネット一式

9月10日は「下水道の日」です

とりもどそう きれいな川と海 「国東の自然を守るために」

家庭や事業所などで出された水がそのまま流れていくと、川や海が汚れてしまいます。魚たちが群れ泳ぎトンボや蛍が飛び交う本来の美しい川や海を取り戻すために、下水道や合併浄化槽の整備は今やなくてはならない事業になっています。下水道や合併浄化槽が整備されると家庭の汚水をきれいな水に変えて川や海に流すので美しい自然を守ることができます。

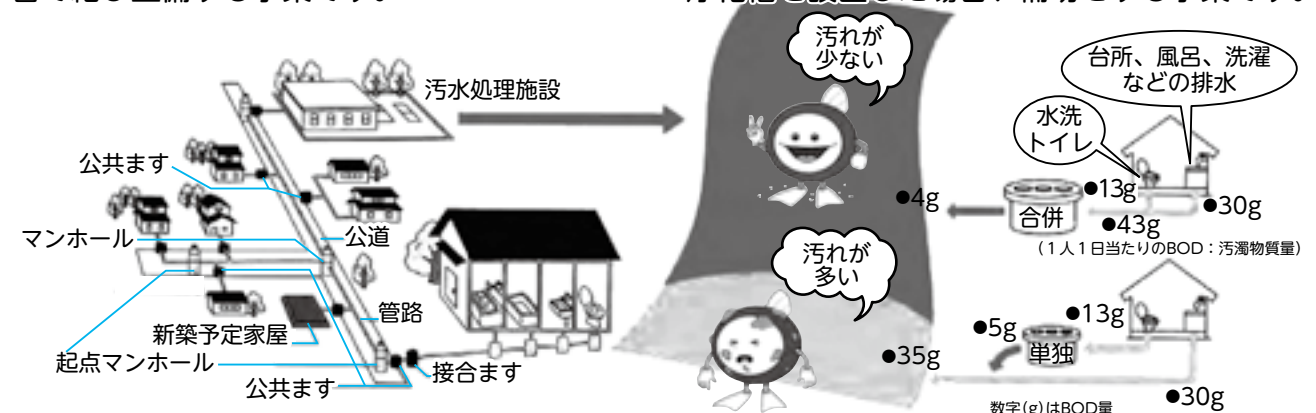
国東市では次の事業を実施していますので、ご理解のうえご協力くださいますようお願いいたします。

1 公共下水道事業

都市計画区域内や下水道の認可区域内を下水管で結び整備する事業です。

2 合併処理浄化槽設置事業

下水道の認可区域外で各家庭単位に合併処理浄化槽を設置した場合、補助をする事業です。



住宅の密集地では

公共下水道などが整備されたら、すみやかに必ず接続しましょう。(家から下水道までの接続費用は自己負担です。詳しくは市役所までお問い合わせください。)

そのほかの地域では

トイレの水とそのほかの水を一緒にきれいにする合併処理浄化槽を設置しましょう。合併処理浄化槽の設置には、補助制度があります。単独槽や汲み取り槽から合併浄化槽に改築する場合には、今までの補助金より20万円の上乗せ補助をいたします。上乗せ補助期間は、平成29年度から3年間の期間限定です。この機会に浄化槽の設置をお願いします。

下水道の正しい使用をお願いします 最近下水道のマンホール等に設置しているポンプが異物の流入により故障し、汚水をスムーズに流せなくなる事故が増えています。下水道の使用に際しては次の事項を必ず守ってください。

- ①台所では、野菜くず等や油は絶対に流さないでください。下水道管のつまりや、下水ポンプの故障の原因となります。
- ②水洗トイレではトイレペーパー以外のもの(紙おむつ、衛生製品等)は絶対に流さないでください。

下水道は公共の施設です。ルールを守り、正しく使いましょう!

【問合せ先】 上下水道課 ☎0978-72-5197 安岐総合支所 地域産業建設課 ☎0978-67-1116
国見総合支所 地域産業建設課 ☎0978-82-1114 武蔵総合支所 地域産業建設課 ☎0978-68-1113

新しくお墓を建てられる方へ

お墓は市営墓地、寺院墓地、地区の共同墓地など、「墓地」として許可されている場所でなければ、建てることはできません。お墓を建てる際は、許可されている墓地かどうか、十分確認してください。墓地でない所に納骨をすることは法律で禁止されています。詳しくはお問い合わせください。

【問合せ先】 環境衛生課 ☎0978-72-9001